

令和5年度高知県L Pガス料金高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県L Pガス料金高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一般消費者等」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL Pガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者（いずれも県内に住所を有する者であって、工業的な利用者を含まない。）をいう。

- 2 この要綱において「L Pガスの販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL Pガスを販売する者をいう。
- 3 この要綱において「L Pガス料金高騰対策支援事業」とは、一般消費者等を対象に、県が指定する値引き額 上限880円/月（消費税額等を含む。）により、各一般消費者等の令和6年3月分及び同年4月分2箇月分の値引きを行うL Pガスの販売事業者に対して、その値引き原資を助成する事業をいう。
- 4 この要綱において「補助事業者」とは、L Pガス料金高騰対策支援事業を実施する者として、一般社団法人高知県L Pガス協会をいい、「間接補助事業者」とは、L Pガスの販売事業者をいう。

(補助目的、補助対象等)

第3条 補助金は、L Pガス料金の高騰による一般消費者等の負担軽減を図るため、補助事業者が行うL Pガス料金高騰対策支援事業に要する経費について、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は、次表のとおりとする。

交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
1 事業費 (1) 値引き原資補助 間接補助事業者に対する助成金で、上限 800 円/月 × 2 箇月分 × 一般消費者等数の範囲内で交付する。 (値引き額の 100/110) (2) 間接補助事業者に対する事務費補助 L Pガスの販売事業者が(1)の事業を行うために要する経費 事業者ごとに、一律 20,000 円 + (100 円 × 一般消費者等数) の範囲内で交付する。ただし、事業者ごとに上限 32 万円とする。	10 分の 10 以内	一般社団法人高知県L Pガス協会
2 事務費 補助事業者に対する事務費補助 印刷費、広告宣伝費、郵送料、会場費、旅費交通費、通信費、振込手数料、消耗品費、人件費その他諸経費		

(交付の申請)

第4条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者がこの要綱に違反したと認めたとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方及び間接補助事業者としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 補助金の交付の決定額に対して増額又は30パーセントを超える補助金の減額を行う場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の変更決定をし、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第3号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(繰越承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を令和6年3月22日までに知事へ提出し、その承認を受けなければならぬ。

(実績報告書)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和6年10月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月22日までに知事へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めた場合は、交付すべき額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、知事が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めた時は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出することができる。

(報告等)

第14条 知事は、必要がある場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項の規定を遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号、第14条、第16条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。